慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	自然法に関する学説の変遷を論ず
Sub Title	
Author	田中, 萃一郎
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.4 (1910. 4) ,p.367(1)- 388(22)
JaLC DOI	10.14991/001.19100415-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100415-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

廣告主へ御注文の節は三田學會雜誌廣告に依る旨御附記を望む

諸學校、海陸將校用
帽子一式製造販賣
裏毛靴下、裏毛足袋
（東京々ツシ夕會社製品）販賣部
太田帽子商店
東京芝區愛宕下町四ノ一
電話、芝、二二三六番
振替口座六一三四番

三田學會雜誌　第參卷第四號

論說

自然法に關する學說の變遷を論ず

田中萃一郎

英國の法律に養成せられた人が一朝獨佛に於ける法律學の研究に身を委ねんとすると宛かも身は外國に於ける外人たるの感が起る。これは從來聞いたことのない術語で聞いたことのない學說が說かるゝからで、この英國思想と大陸思想との不調和を來せる原因は一二に止まらぬが併し法律上の術語の相違は少からぬ影響を生じて居ると見ねばならぬ。思想に及ぼせる言語の勢力の偉大なことを是ほど適切に說明する例證は一寸少いのである。卽ち古代語でも近世語でも概して同一文字を以て正道と法律とを現はして居る。Jus と云ひ Droit と云ひ Recht

と云ひ Diritto と云ひ、何れもこの兩樣の意義を有してる。然るに近代の英語はこの規則の例外で、英語には倫理上の意義と法律上の意義とを兼ぬるの術語なく、right と云へば純然たる倫理的術語で law と云へば純然たる法律的術語である

しこれは必ずしも古來からの慣用ではなくアングロサクソン語の riht は兩樣の意義を有し古書には Common riht を Common law の義に用ゐてる。併し今日の用語例では英人の思想は明かに法律と正義（ライト）と法律と道德との間に區別を立て法律の思想から倫理的要素を排斥し、之に反して大陸の學說は法律と道德とを混じて兩者の間に區別を立てぬのである。

大陸では佛國の所謂 droit naturel 獨逸の所謂 Naturrecht を認むるも英國では之を認めぬのは一はこの用語例の相違に歸せねばならぬ。英語では實に之に當れる語がないので倫理上の意義を示すには natural right 若くは natural justice と云ひ法律上の意義を示すには natural law 若くは law of nature と云はねばならぬ。佛獨語に相當する羅甸語は jus naturale でこの語は justitia naturalis と lex naturae との兩意義を有するのである。余輩はこゝにこの jus naturale なる思想の沿革を略叙して見よう。

法律學に於ても亦之が淵源は希臘に於て認む可きので、殊に自然法の思想に於て然りと云ふ可きである。時と處とを異にするに從て權利正義の觀念を異にせるは容易に人の注意し得可きことで、甲國の是とする所は乙國の非とする所である、茲に於てか正邪とは單に習慣協約に基けるものに過ぎざるにあらずやとの問題を生ずる。又正義と便宜とは相一致せぬことがある、正義とは弱者を保護するが爲めに設けたる協約らしく思はるゝ。茲に於てか協約以外に正義ありとせばこれ强者の權利にあらずやとの問題を生ずる。希臘の哲學はこの問題に答へて絕對的權利と習慣的權利との間に區別を立てた。希臘語で φύσις と νόμος と云へるのが卽ちそれで自然と協約との相違である、かくて諸神は果して自然に於て存せりや將た協約上存せりやとの問題も起つた。勿論こゝにノモスと云ふのは當初の意義に用ゐられたので後世の專門的に制度法律を意味するのではなかつた。自然的權利（ナチュラルライト）φυσικὸν δίκαιον と協約的（コンヴェンショナル）權利（ポジチーヴ）νομικὸν δίκαιον との性質起源はかくの如きもので、自然的權利の概念より自然法の概念に移るのは極めて容易である。權

利と法律との關係卽ち法律は權利の主義を言明し勵行せるものであると云ふことは希臘の學者によりて直ちに看破せられプラトーンは立法者とは法文を爲すと否とを問はず善惡邪正を定むるの法律を人類種族に與ふるものであると云ふた(政治家論二九五節)。若し夫れ、積極的權利にして制定的法律によりて勵行さるる可くんば自然的權利勵行の任に當る可き自然的法律 φυσικὸς νόμος の存す可き筈である。希臘の哲學は皆然りとしたのである。〔法律上 δίκη と δίκαιον と卽ち權利と法律との語の意義の近かつたことも自然的權利の概念の變じて自然的法律の概念となることを大に助けたことであらう〕

元來の自然的權利と云ふ場合の自然的と云ふ語は協約的の反對で自然的權利とは人間の立てた制度と相關係なき權利の意であつたが、自然的法律の場合にはかく消極的に説明を下す譯にいかぬ。卽ち法律と云へば立法者を要するので希臘人は自然的法律を以てその淵源自然にありとなし、自然を以て人格を具備した宇宙と認めたかくて自然的法律は自然法となつたのである。自然を立法者としてのこの思想はストア學派の唯物主義萬有神論に於て最も明かに發表されたが、

これ敢て同學派に限られたことではない。希臘の倫理學では人生の自然に適從することを以て人の眞の目的である義務であると認めた、而してこの主義を消極的に解して自然に適從するとは文明社會の人爲的協約を唾棄することゝなしたものもあるが、又ストア派の如きは自然に適從するとは合理的生物を指導するが爲自然の定めた法則を遵奉するのであると解した。卽ちストア派は宇宙萬有は生活せる有機體で有形界は之が身體、神若くば理(Logos)は之が精神であると解釋しその理法は卽ち自然法であるとしたのである。その後自然法は種々の方面から説明せられ、アリストテレスの如きはこれを不文法とも呼んだ、而して成文法不文法の區別は協約的法律そのものゝ間にも認めらるゝので聊か臆説である。自然法は又特殊法 ἴδιος νόμος に對して世界法若くば普通法 κοινὸς νόμος と呼ばれ、一國家の範圍内に行はるゝのでなく廣く一般世界に行はるゝものと認められた、羅馬の jus gentius 萬民法も同一の意義を有てた、自然法は又ずべての場處に於て効力あるのみならずすべての時代に於ても効力を有すべきものと見做されアウガスチン聖師並に中古哲學者は永久法 lex aeterna と之を呼んだのである。次で又自然

法と理性法(ラツオウリーズン)とを同一視するものが出來た、これは合理的なる自然から自然法が出て來るものと解したからで、且又、人がこの法規を知り得るのは理性あるが爲なりと思はるゝのである。最後に又、神學的見地から自然法を以て卽ち神法(ヂヴイン)なりと解釋した、ストア哲學では萬有卽上帝說を執たから自然法と神法とを同一視するこゝなつたが、基督敎起てより、希臘人の哲學思想は希伯來人の宗敎思想に加味せられ、この傾向は益々著るしくなつたのである。但し自然と云ひ、理性と云ひ、何れも二種の意味を有するもので古代の思想は之を混淆したやうである、自然と云ひ理性と云ひ、當初は勿論普遍的世界的であつたが次第に之を人的なりと解釋し且この二者を混ずることゝなつた。而して萬有神敎的思想が衰へてからは、自然法とは人性に淵源するものなりとの說が勢力を得たのである。

扨、プラトーンは明かに自然的權利の存在を認めて居つたので、例へばGorgiasのうちにCallclesが詭辯を弄して强者の權利の外又自然的權利なしと云へるのを辯駁して居る。有名なる國家論も不完全なる協約的正義に對し自然的正義の存在を證明するを以てその眼目となし、第六百十二節に於ては自然の正義は自然の精

神に取りて最も佳なり、人は正義を行ふ可しと結論して居る。併しプラトーンは未だ自然的法律の思想を明かに示して居らぬ。但しゴルヂアス第四百八十三節ではカリクレスは既に自然と協約との區別を立て、クセルクセスがヘラスを襲ふたのは人爲的法律には背ねて居るが而も自然的法律には合てると說明した。アリストテレスは之に反して、權利にも將た法律にも兩種ありとなし、Nicomachean Ethics に於ては政治上の正義 πολιτικὸν δίκαιον は一部自然的にして一部協約的なり自然的は何れの地に於ても變化を見ず火の燃ゆるは波斯に於ても亦同じきも正義の規則は異るが故に正義はすべて協約的なりと爲すものあるも然らず(五の七)と云うてる。又修辭學に於ては不正とは知て法律を侵すに在り、法律には一般的(ユニヴアサル)なると特殊的(パチキユラー)なるとあり、特殊法とは法文を具して人を支配するものを云ひ、一般法とはすべての人類に認めらるゝ不文の規則なりと云ひ(一の十)、正邪は二種の法律を以て定めらる、特殊法 ἰδιος νόμος とは人民の制定せるもの、一般法 κοινὸς νόμος とは單に自然に合へるものなりと云ひ(一の十三)、又公道は常に異ならず自然に合へる一般法も亦然りと雖も、成文法は異ることありと云うてる(一の十五)。由是觀之、ア

リストテレスの自然法とは第一には不文法 jus non scriptum で第二には一般法 jus gentium で第三には永久不變の法 lex aeterna で第四には自然に從へるもの lex naturae である。前にも述べた如く、すべて人の行爲は永久不變の自然法に從ふ可しとの說はストア哲學に於て、十分にその發展を見たが、惜むらくは初期のストア派の當初の學說は概して孫引で知られてるのみである。唯ストア派哲學の首唱者 Zeno の弟子 Cleanthes の歌は萬物を支配せる上帝の永久にして一般なる法則として自然法を崇めて居る、その歌には卽ち天王よ、天下地上海中何れに於ても天王なくんば何事をも爲すを得ず、但し惡人の愚なる行はこの限にあらず、惡人は天王の規則を避く不幸なるものよ善を欲するも上帝の一般の法則を見ず又聞かず、現世の人に取りても將た諸神に取りても一般の法則を正しく詠ずるよりも偉大なる事なしと見ゆる。

二

羅馬に於てはこの思想は Cicero によりて傳へられた、キケロは當代のストア派哲學の大家 Posidonius の門弟であつた、當時のストア哲學は折衷的(エクレクチック)に傾いて來たが却て實際的な羅馬人には適した樣でキケロの著述もその特色は折衷的方面に於て認めらるる。キケロの著書によれば希臘の法理上倫理上の學說が如何に羅馬の用語に反響したかを知り得可く、希臘の自然的權利はその倫理上の意味に於て justitia naturalis 一に jus naturale として現はれ又自然的法律は法理上の意味に於て lex naturae lexnaturalis 又は jus naturale として現はれた。

學者の論爭せる問題のうち最も重要なるは、吾人の生れたるは正義の爲にして權利の根據は意見にのみすして自然にありとの點を明に了解するにあり(De Legibus, V.10.18.)實に眞の法律(lex)は正しき道理の存するありて自然と一致し、一般に布かれ、不變的永久的にして命令して義務を課し、禁止して邪惡を避けしむ。此法律は之を變更するを得ず、削減するを得ず廢止するを得ず。元老院も將た人民も之が遵奉を要せずと決議する能はず、又何人も之を說明解釋するを得ず。羅馬とアシーネとに於てその規定を異にせず、永久不變同一の法律にして、時の古今を問はずすべて將來とに於てその規定を異にせず又今日と同一の法律にして、時の古今を問はずすべての國民を拘束す。萬人の統治者は一人にしてこの法律の發案者起草者たる上帝なり(De Republica, iii.22. 23) 法律は自然に固有なる至高の道理にして、爲す可きことを命じ爲す可からざることを禁ず(De Legibus, i. 6. 18.)自然に淵源するの道理は正を勸め邪を避けしむるものなるがそはその命令の文字に現はされたる時に於て初めて法律となるにあらず、その初めて起れる時神意と同時に起れる時既に法律たり、故に眞の至高の法律の能く命令に適

し且禁止に應ずるものは至上の神の正しき道理 recta ratio summi Jovis なり(Ibid ii 4, 10)。

基督紀の初三百年間羅馬法の發達を助けた法律家はその事業の驚異す可きものあるに拘はらずその學說は別に見る可きものがない。羅馬人は希臘人の自然法に對する見解をその儘採用して自然法の國內法(ローシヴィル)に對するは理想の現實に對するが如しとなし、以て法律の改革を試みた、而して羅馬の法律家は jus gentium と jus naturale とを同一視し、Gaius はその註釋の冒頭に於て法律習慣によりて支配さるる人民の用ゐる法律は一部はその人民に特有のものにして一部はすべての人類に共通なり。自から制定したるの法律は特有のものにして、國家の特殊の法律 jus proprium civitatis なれば國內法 jus civile と呼ばるゝが自然の道理がすべての人類に向て立てたる法律は等しくすべての人民によりて遵奉せられ、すべての國民之を用ゐるより萬民法(ラオオウヂーシヨンス) jus gentium と稱せらると說いてる。而してキケロ等もガイウスもこの萬民法は自然法と同一なりと認めてゐる。この萬民法と國家特殊法との區別はアリストテレスの特殊法と一般法との區別に似て居る、併し萬民法とは純然たる羅馬人の創見で希臘哲學者の自然法に關する學說は後に至て知つたのであ

ると云ふ說もある。

三

既にして希臘の自然法の思想は希伯來の一神敎と觸接することゝなつて神學的方面に重きを置かれ、自然は上帝と同一視せられ、自然法は神法の一部と見做さるゝことゝなつた。Philo Judaeus の著述には自然的法律正義を論ずること多く或は過なきの法律は正しき道理なり、常業の人によりて造られたる命令にあらず、朽敗を免れざるの法律にあらず、無生の羊皮紙に記し無生の圓柱に刻されたる無生の法律にあらずして、曾て消滅することなき法律にして、不朽の自然が不朽の分別によりて銘刻せるものなり(Works of Philo Judaeus, iii. 516 〔Bohn's Ecclesiastical Library〕と云ひ、或は正しき道理はすべての爾他の法律の淵源する處なり(同上五一七)と云ひ或は有德の人とは上帝のみを指導となし、自然の法律卽ちこの正しき道理を恪守するの人なり(同上五二〇)と云ふた。基督敎會老師の言も同一でSt.Augustineは人によりて制定せられ人國を支配する現世法(テムポーラル)と神意に出で神都を支配する永久法 ex aeterna とを區別した。Lactantius の Divine Institutes は古代の哲學を評し、自然的法律

正義に關する從來の所說の不充分なることを論じて下の如く云ふた。

プラトーンとアリストテレスとは誠意を以て正義を辯護せんとせり、若し夫れその美行と雄辯と知力とに加ふるに上帝に關する知識を以てせんか多少の成功を得しならんに惜い哉その著作は無用の業に屬し、閑却せられ了りぬ、且又その所論は何等の根據を上帝に有せざるが故に、何人をも勸めて、この訓戒に從ひて行動せしむることを得ず蓋しその美德に就て論ずるやその勤勞報難を要すること多大なるを知れるにも拘はらず美德その物の爲に之を求む可しと云へり、これその永久にして且不朽なる報賞を認め得ざりしが爲なり。かくて萬事を現世にのみ限りて觀察せしより、美德も化して愚なる行爲となれり何となれば美德を行はんとせば現世にありては徒らに勤勞を要すること極めて多ければなり(同書第五卷第十八章)。

而も自然的正義は、自然的法律によりて命せらるゝが故に愚なる行ではない、而してての法律は上帝を立法者とし、その制裁として他界に於ける多大の賞罰を有してる。上帝自身は自然なり(同上第二卷第九章)とはLactantiusの言である。

學究哲學の起るに及んで基督敎の敎理と古代希臘の哲學とを調和して一系統を立てんとし、隨て神學の研究より倫理學法理學の範圍にその研究を及ぼした。學究哲學を大成したのは第十三世紀に出たSt. Thomas Aquinasでその神學全書のうちには De Legibus と De Justitia との兩編があつて、合して、一編の法理學を構成し、その舊敎思想界に及ぼせる影響は今日に於てもなほ衰へぬ。學究哲學は專ら典據としてアリストテレスを擧げ哲學者として之を推重したがトーマス聖師の正義論は實にNicomachean Ethics第五卷に述べてある錯雜した議論を系統を立てゝ巧妙に說いたものとも見得るのである。之に反してその法律論は專ら羅馬の法律家、並に敎會の老師を援引した。アキナス並に學究派が自然法の學說に貢獻した點は之を lex aeterna 並に lex naturalis の二種に區別したことである。自然と云うても一般的自然とも亦人類的自然卽ち人性とも解せられ、道理にも亦人的神的の別がある。かゝる曖昧な思想は學究派の好まざる所で卽ち古哲の曾て想像せざりし永久法と自然法との區別を立て、永久法は神法にして有機界と無機界とを問はず世界のすべての活動を支配するものとし自然法は人性の然りと認むる所により人間の行動のみを支配するものなりと說明した。

神意に存し全世界を支配せる永久法卽ち道理の存するあり、蓋し法律とは完全なる社會を支配せる治者の實際的理性の命ずる所dictamen practicae rationisに外ならざるなり、扨て前述せるが如く、世界にありて上帝の支配を受くるものたらしめば、全宇宙の神の理性によりて

支配さるゝ社會なること疑ふ可からず。かくて萬物を支配し、宇宙の主宰者たる上帝に於て存するの理性は法律の性質を有せり(Summa I,2,q. 91art.I.)神明の叡智は之によりて萬物を創造するが故にその理性は理想模範の性質を帶びたり、之と同じくこの理性によりて萬物その處を得るが故に、永久法の性質を帶びたりと云ひ得可し、故に永久法とはあらゆる行動の規矩として見做されたる神明の叡智の理性に外ならず(同上 I,2.q.93.art.I.)

永久法の効力に付ては合理的生物の行動と爾他の行動との間に區別を立てねばならぬ。後の場合に於ては法律は必然(ネセシテー)の勢を定むるが、前の場合には單に義務(オブリゲーション)を課するのみである。人類に對しては永久法は you ought すべき筈なりと命じ爾他の自然界に對しては you must せざる可からずと命ずるので、人類には自由が存するからこの法律の規定に違反し得るのである。之に反して自然法は人の理性に出で人の行動のみを支配するものであるがその終極の起源は同じく上帝にあつて存する。人の理性は人が神の理性を識別し得るが爲めの媒介であつて、アキナスは人の理性を以て立法的自治的のものと認めなんだ。かく認むる樣になつたのはカント以來のことで、學究哲學は勿論この見解を抱かず Nullus proprie lopuendo suis actibusi legem imponit (Summa,I,2,q.93,art.5,) と云ふた。かくて自然法は人間の行爲を支配し之

に義務を課するが爲に人の理性を借りて示された、神の理性の命令で人の理性の命令ではないから、自然法は永久法と全然別のものだと云ふのではない、特殊の見地から見た、永久法の特殊の部分たるに過ぎぬ。

人類は永久法に參與して善惡の區別を爲すこれ自然法なり、上帝の下に立てる萬物は前記の如く永久法によりて支配さるゝものなれば萬物が多少この法律に參與するは明白なり。卽ちその影響を受け、自から相當の活動を試み適當の目的に向ふは之が結果なり、然れども等しく萬物のうちにありとも合理的生物は殊に上帝の下にありて便宜の地に立てり、その永久の理性に參與し相當の活動を試みるより合理的生物のかく、永久法に參與することを指して自然法と稱す(Summa,I2.q.91,art.2)

自然法は人に命ずるに正を行ひ邪を避くることを以てするが併し自然法は正邪善惡の區別の因て基く所ではない。この區別は事物の性質に存するので神法人法を問はず之によりて承認せられずとも存するのである。行爲は邪なるが爲自然法によりて禁ぜらるゝので禁ぜられて後邪となるのではない。自然法は善惡の區別の基く所ではない、義務と自由との區別の基く所である。この法律は永久不變のものでずべての人間の法律はこれに一致せねばならぬ、一致せねば効力がないの

である。人類の制定せるすべての法律はこの自然法より出でたるものなるに於て初めて眞の法律の性質を具備す、故に若し如何なる點に於ても自然法と矛盾せばこれ法律にあらず寧ろ法律の腐敗なり」(同上、I. 2. q. 95. art. 2.)上に永久法に道德上の義務を課するものと物理上の必然を要求するものとの別があると云ふたが學究派は宇宙の主宰者立法者たる上帝の概念より之を綜合したのである。併し今日の科學はこの概念を認めぬからその結果學究派の所謂永久法の統一は破れ、物理上の天則と爾他の法律(精神界の天則をも含む)との間には用語の類似を除いては何等の關係がないと云ふことになつた。天則とは單に一般の原則を指せるもので天然の劃一を現はす形式に外ならぬのである。併し不思議にも近代科學者の天則と云ふ語はストア派の自然的法則、學究派の永久法に傳統を有して居る。

四

アキナスの學説は其後Soto並にSuarez等によりて反覆祭説され英國にてはHooker のEcclesiasitical Polityの第一編に於て叙述せられ多年歐洲法律家の思潮を左右した。然るに第十七世紀の初年より大陸にはグロチウス出で英國にはホッブス出で

新學説を唱へ、神學の羈絆を脱却して自然法に對して性理的(メタフイジカル)説明を加へた。卽ち新學者は合理的人性を以て自然法の淵源と認めたので、古哲は一般的(ユニヴサル)自然を根底とし中古の神學者は上帝(ガヴイン)的自然卽ち神性を基礎としたのに對して、近代の哲學者は人類的自然を取つたのである。茲に於てか自然法は一に性法と譯出さるゝことになつたのである、性理派性法派の學説を大成したのはカントであるが、併し之が主唱者たるグロチウス、ホッブスの意見に就て一言せねばならぬ。グロチウスは「自然法は正しき理性の命令にして、行爲は人の合理的天性と相一致すると否とによりて或は道德上厭ふ可きものとなり或は必要なるものとなるを示し且かゝる行爲の自然の創造者たる上帝によりて或は禁ぜられ或は命ぜらるゝことを示す、かゝる指示を經たるの行爲は或は義務的となり或は不法となり、隨て必然的に上帝より或は命令され或は禁止されたるものなりと見做さる、而してこの點に於て自然法は人間の法律と異るのみならず又、制定的(ポヂチーヴ)神法と異る(De Jure Belli ac Pacis, i I 10. I)と云うてる。グロチウスは折角學究派の區別した、自然的正義と自然的法律とを混同したので、自然法の再興者と呼ばれた大家としては聊か物足りぬ思がせらるゝ。併

し學究派は上帝の命令を以て自然的義務の惟一の根源としたがグロチウスはこの義務を從たるものとし別に獨立的に正しき理性の命令卽ち自然法に根本を存する義務を認めたから新時代の特徵も亦示されて居る。ホッブスは「余輩にして定義を下さんか自然法は生命と我等の社會を組成せる多數の團員とを絕えず保存せんが爲めに何事を行ひ何事を止む可きかに就て精通せる正しき理性の命令なり」(De Cive,ii.I.)と云ふた。併しホッブスは明かに此理性の命令の眞の法律にあらざることを看破した、卽ちホッブスは性理派には屬せなんだ。卽ち「這般理性の命令を法律と呼ぶの常なれど當らず、何となればこれ何事かよく保存防護に貢獻し得るやに就ての結論定理に外ならざるに、法律とは他人に對して命令權を有する人の言なればなり。されどもしその定理にして萬事を命令するの權を有する上帝の言に於て示さるゝあらば當然之を法律と呼び得可し」(Leviathan, ch. 15.)と論じた。かくホッブスは神學的概念をも是認したが自然法の定義を下すに方ては之を度外視した。要するにホッブスは眞の法律として自然法を認めざる懷疑派の唱首と見做すべきである。

カントの哲學では、(Metaphysik der Sitten, hrsg. v. Kirchmann.)自然法は倫理法と呼ばれ、實際理性の絕對的命令である。法律は命令であるとは陳套の言だが、カントは法律に定義を下して絕對的命令を包含する命題なり、(同上 s.28)と云ふた、自然法は理性の命令なりとはキケロ以來唱へられたことで殊に學究哲學は、思辯理性と實際理性とに關するアリストテレスの區別卽ち彼は眞を是は善を目的とすとの說を採用してアキナスの如きはLex est quoddam dictamen practicae rationis(Summa,I.2,q.91.art.3.)と云ふた。カントの學說に於て創見の認む可きはその自然派に關する性理派の所說を留保するなく全然採用した點である、アキナスがこの法律は實際理性の命令なりと云ふたのは上帝の理性の意味で人の理性の意味ではなかつた。ratio videlicet gubernatiua totius universi in mente divina existens (Summd, I.2,q.91. art. I.)人の理性は立法的權威を有せず、唯自然法を人に示すの機關であると云ふのであつたが、カントは人の理性卽ち合理的意志に自治權ありとの新說を立て、人の實際理性を立法的能力と認めその命令を倫理法となした。卽ちこの法律は實際理性が本來立法の資格ありと公示せる唯一の孤立せる事實なり、理性は自から實際的にして倫理法と稱す

る一般法を生ず(實際理性批判フアーレンダー校本(S.41)と云ふた。この倫理法自然法より倫理的若しくば自然的義務を生ずるので、義務とは理性の絶對的命令によりて自由行爲の必然的となれるものなり(倫理哲學キルヒマン校本 S. 21—22)と見ゆる。この實際理性の立法的行動はカント之れを內界の立法と稱し爾他の法律の淵源たる外界の立法と區別し、すべての立法は先天的に單純なる理性によりて定めらるゝものと、他人の意志によりて制定さるゝものとあり(同上 S. 18)と說いた。神學上の概念は有効なりとは認めてるが單に從たるものとしてある。先天的無條件的に理性によりて吾人の上に加へらるゝ法律は又至高の立法者卽ち神意より出るものと解するを得可し(同上 S.28)とはその言ふ所である。

五

英國に於て自然法の學說が全く行はれなくなつたのは主としてベンサム並にその學派の影響に歸す可きである。大陸に於けるカントと英國に於けるベンサムの當時までは彼此の法理論に於てさ迄の遐庭は存せなんだ、一方ホッブス、ロック、Cumberland Blackstone の學說と他方グロチウス、プッフエンドルフ、スピノーザ、Thomasius Wolff の學說との間には劃然たる區別を立てるとあつたのに、一方に於てベンサムの懷疑說行はれ他方に於てカントの性理說採用せられてから、法理倫理上の思想界に於て遂に涇渭の別を生ずるととなつた、「自然法の學說に就て見るに、その神學的說明によるも以て之が存否を斷言し難し、假令存在すともその內容を知るの方便なし、故に吾人は人的基礎の上に斯學を樹立して以て滿足せざる可からず。而してその性理的說明によるも、自然法は純然たる形式論たり過て譬喩を以て眞理と認めしに過ぎず、自然的權利卽ち天賦の人權は之を是認す、而も之を勵行するの自然法ありと云ふは妄想のみ」とはベンサム派の所論である。ベンサム主義は法律的倫理なる熟字を非認して、法律學から得た概念を倫理學に混ずることを不可となすのである。これを混合したものが卽ち自然法性法の說でこの說は近代の英國思想界には勢力を失ふたが、併し倫理上の論議には今なほその影響が認めらるゝのである。但し倫理上自然法と云ふ語を用ゐるならば命令とか義務とか云ふ概念を棄てゝ科學者と同じく天則の意に解し、自然の劃一を現はせる原則として取扱ふ可きである。神學的性理的解釋に對して自然法の說明的學說と

自然法に關する學說の變遷を論ず

云うてもよからう。權利を命令するの法則は公式なり、權利を說明するの法則は事實なりとの區別を明にしたならば倫理上の思索に於て進歩を遂げ得るであらう。

〔本篇を稿するに方り、專ら參考に供せるは法律學報第十一卷に收めある、ソールモンド氏の論文なり〕。

英國の銀行準備金問題

堀江歸一

昨年十月有志者と讀書會を組織し、ハートレー、ウヰザース氏著「セ、ミーニング、オヴ、マニー」を講本とし、講讀の傍英國金融市場の組織、特色、市場に於ける諸機關を研究したり。本年三月漸く業を卒へたるを以て、同書講讀の際感じたる所を記述して、以て讀書會開會の辭に代ゆ。

(一) 銀行準備金問題の發端——英蘭銀行條例の有效期間——準備金問題の起る時機。(二) 一八四四年銀行條例の根本義——此根本義の結果——正貨準備に據る紙幣の增加——英蘭銀行の兌換能力——世界唯一の自由金市場——債權國と金準備との關係——金準備增加を必要とする理由——巴里、伯林は自由金市場たらず——金準備寡少の弊。(三) 金準備增加の責任者——國家と金準備問題——市中銀行と金準備問題——市中銀行に責任なしとの議論——市中銀行に責任ある理由——小切手取引に依る正貨の節減——手形引受に依る金貨の取付。(四) 金準備增加の諸方案——英蘭銀行保證準備縮少說——保證準備縮少の方法——其實行難——英國に保證準備縮少說ある理由——事變通貨と金準備との關係——ウヰザース氏の所說。(五) 政府保管の資金に對する準備金——郵便貯金の管理——第二準備金設置說。(六) 公示主義に依る市中銀行準備金增加——公示主義の來歷——銀行營業報告の缺